

羽曳野市長選挙および羽曳野市 投票日は7月1日(日) 7:00～20:00まで

市内の投票所で投票できる人は、羽曳野市選挙人名簿に登録されている人(平成4年7月2日までに生まれた人で、平成24年3月23日以前から羽曳野市の住民基本台帳に登録されている人)です。

■各自の投票所入場整理券をお持ちください■

投票所入場整理券は、6月25日(月)頃までに世帯全員分を同封して各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。なお、**今回の選挙から投票所入場整理券に誕生日を記入して投票所に持参して頂くことになりました。**皆様のご協力をお願いします。

■候補者のポスターは公営掲示板に■

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示板250カ所に貼られます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。)選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されますので注意してください。

■選挙公報は各家庭に配布■

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、6月30日(土)までに各家庭に配布する予定です。届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。投票日当日、投票所で車いす、手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。



羽曳野市長選挙および羽曳野市議会議員補欠選挙は、6月24日に告示され、7月1日に投票となります。選挙は、わたしたちの代表者を選ぶという重要な意義を持っています。一人ひとりが主権者という自覚を持ち、価値ある一票を投じましょう。

期日前投票

投票所入場整理券を持ってお越しください。

■期日前投票ができる人■

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

■期日前投票の手続き■

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、**今回の選挙より、事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。**ぜひご利用ください。

☆期日前投票(不在者投票)ができる期間と場所

6月25日(月)～6月30日(土) 8:30～20:00

○羽曳野市役所本庁1階ロビー

○総合スポーツセンター1階幼児室

(はびきのコロセアム)

市議会議員補欠選挙

開票は投票日の21:00から市民体育館（西浦）で行います

■不在者投票のできる期間

期日前投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票当日（7月1日）の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便などでお早めにお送りください。

※なお、不在者投票の手続きには、日数が必要となりますので、お早めに市選挙管理委員会までご連絡ください。

1. 滞在している市区町村での不在者投票

長期出張や出産などの理由で、羽曳野市外に滞在している場合は、羽曳野市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。なお、投票用紙等の請求は、できるだけお早めにお手続きください。

※「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所に備え付けています。また、羽曳野市のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

2. 病院、老人ホーム等指定施設での不在者投票

投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。

○市内の指定病院（施設）

◆丹比荘病院 ◆島田病院 ◆城山病院 ◆豊川病院 ◆藤本病院 ◆高村病院 ◆府立呼吸器・アレルギー医療センター（旧府立羽曳野病院） ◆老人保健施設悠々亭 ◆介護老人保健施設まほろば ◆老人保健施設あったか村 ◆四天王寺悲田院養護老人ホーム ◆特別養護老人ホーム ◆特別養護老人ホーム河原城苑 ◆羽曳野特別養護老人ホーム ◆ケアハウスはびねす軽里 ◆ケアハウススマイル ◆特別養護老人ホームスマイル ◆ケアハウスロイヤルアンジュ ◆特別養護老人ホームアンジュ ◆介護付有料老人ホームライフコート春秋 ◆介護付有料老人ホームライフビュー ◆特別養護老人ホームあすくの里 ◆特別養護老人ホームあすくの里（老人短期入所施設） ◆オアシス北燦（ほくさん） ◆介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば

3. 郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちの方で、下記に該当する方は、現存する場所（自宅など）で投票ができる「郵便等による不在者投票」の制度があります。※郵便による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ交付申請を行っておいてください。

①身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- (1) 両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が、1級もしくは2級
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級もしくは3級
- (3) 免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- (1) 両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで

※身体障がい者、戦傷病者で手帳の記載からは該当するかどうか明らかでない場合、羽曳野市長（戦傷病者は大阪府知事）に上記障がいと同程度である旨の証明を受けてください。

③介護保険の被保険者証に「要介護状態区分が要介護5」の記載のある方

○郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の(1)または(2)に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載（以下「代理記載」という。）をさせることができます。

- (1) 身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載のある方
- (2) 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までと記載のある方

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（これらの手続を同時に行うことも可能です。）

○郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前（6月27日(水)）までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便などにより投票用紙等の交付を請求してください。（まだ、「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方や、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳等を添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。）

問合せ：羽曳野市選挙管理委員会事務局

〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1

☎ 072-958-1111 内線 4610・4620

「はあ投票 選挙の主役はあなたです!」

投票区	投票所	投票区域
1	古市小学校体育館	古市1丁目～4丁目、誉田1丁目、古市2032番地 碓井1丁目～2丁目、碓井3丁目532番地～592番地、川向
2	白鳥会館会議室	白鳥1丁目～3丁目、翠鳥園、軽里1丁目～3丁目、栄町1番～8番
3	誉田中学校教室	誉田2丁目～7丁目
4	東部コミュニティセンター (石川プラザ)2階集会室	古市5丁目～7丁目、古市1484番地～1526番地、古市1740番地、 西浦1576番地～1623番地、大黒172番地～250番地
5	竜王寺集会所	古市2141番地～2176番地、古市2271番地、飛鳥398番地、飛鳥436番地 飛鳥439番地、飛鳥441番地の12、飛鳥536番地
6	高鷲中学校教室	島泉1丁目～2丁目・9丁目
7	北宮中部公民館	高鷲1丁目～2丁目2番、高鷲7丁目6番地～7番地、高鷲7丁目24番地～53番地 高鷲7丁目78番地～82番地、高鷲8丁目～10丁目
8	恵我之荘集会所	恵我之荘1丁目～6丁目
9	恵我之荘幼稚園遊戯室	南恵我之荘5丁目～8丁目
10	伊賀公民館	伊賀1丁目、伊賀2丁目1～7番・16～28番、伊賀5丁目～6丁目
11	人権文化センター	向野1丁目～3丁目、向野254番地～510番地、野317番地、野374番地、野377番地 野380番地、野382番地、野433番地、野440番地、野442番地
12	野々上公民館	伊賀2丁目8番～15番、野々上3丁目～4丁目、野々上5丁目14番～15番
13	高鷲南小学校体育館	高鷲2丁目3番～25番、高鷲3丁目3番～11番、高鷲4丁目1番 高鷲5丁目5番～11番、高鷲5丁目368番地～637番地、高鷲6丁目 高鷲7丁目1番～5番、高鷲7丁目8番地、高鷲7丁目75番地～77番地
14	西浦公民館	西浦3丁目、西浦4丁目1番～5番、西浦4丁目335番地～809番地 西浦5丁目1番～2番、西浦159番地、西浦376番地～710番地、西浦6丁目
15	西浦小学校体育館	蔵之内、西浦950番～1171番地、西浦1242番地～1520番地
16	尺度公民館	尺度5番地～391番地、東阪田211番地、東阪田314番地～322番地
17	東阪田会館	東阪田(211番地、314番地～322番地を除く)、壺井1番地～22番地 壺井91番地～95番地、西浦1192番地～1215番地、西浦1239番地 古市1549番地～1623番地、広瀬13番地～14番地、広瀬121番地～130番地
18	広瀬会館	広瀬(13番地～14番地、121番地～130番地を除く)、古市1646番地の6、 通法寺298番地～299番地、壺井82番地～84番地、壺井138番地～149番地
19	駒ヶ谷小学校体育館	駒ヶ谷、大黒564番地～565番地、大黒570番地、大黒581番地～586番地 大黒591番地～608番地、大黒610番地、大黒648番地、大黒696番地～709番地、誉田1772番地
20	佛号寺	飛鳥(398番地、436番地、439番地、441番地の12、536番地を除く)古市2231番地の2～3
21	大黒公民館	大黒137番地～168番地、大黒323番地～577番地、大黒740番地～853番地
22	壺井青年会場	壺井157番地～274番地、壺井304番地～507番地
23	通法寺公民館	通法寺43番地～109番地、通法寺157番地～207番地
24	丹比小学校体育館	郡戸、埴生野560番地～598番地、埴生野1068番地～1130番地 河原城1番地～183番地、河原城459番地～557番地、河原城597番地～1141番地
25	野公民館	榎山、伊賀2番地～38番地、向野196番地～225番地、野1番地～175番地 野183番地～314番地、野323番地～371番地、野436番地～438番地 野443番地～719番地、
26	府営羽曳野高鷲住宅集会所	高鷲3丁目1番～2番、高鷲4丁目2番～9番、高鷲5丁目1番～4番、 野々上5丁目1番～6番、野々上5丁目16番～17番、野々上5丁目83番地～419番地
27	府営羽曳野碓井住宅集会所	碓井3丁目387番地～531番地、碓井4丁目
28	羽曳が丘第一集会所	羽曳が丘1丁目～6丁目、西浦4丁目164番地の10～22、西浦4丁目165番地 西浦4丁目166番地の2～27、西浦5丁目160番地の1、西浦5丁目161番地の2～8
29	府営古市住宅集会所	古市1394番地(古市府営)、古市1451番地、古市1791番地～1795番地 南古市1丁目～3丁目、大黒77番地～108番地、大黒135番地
30	羽曳山会館	はびきの1丁目～4丁目
31	羽曳が丘コミュニティセンター (MOMOプラザ)2階集会室	学園前4丁目、羽曳が丘西2丁目～7丁目
32	島泉集会所	島泉3丁目～8丁目
33	社会福祉協議会西部事務所	南恵我之荘1丁目～4丁目
34	埴生南小学校教室	伊賀3丁目～4丁目、学園前1丁目～3丁目、学園前5丁目～6丁目 はびきの5丁目～7丁目、桃山台1丁目～4丁目
35	野々上東連合会館	野々上1丁目・2丁目、野々上5丁目7～13番
36	新西浦会館	西浦1丁目・2丁目、栄町9～10番
37	羽曳が丘第三集会所	羽曳が丘7丁目～10丁目、羽曳が丘西1丁目

問合せ：選挙管理委員会事務局 〒583-8585 羽曳野市誉田 4-1-1 ☎072-953-1111 内線 4610・4620